

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(省令)

○無線設備規則の一部を改正する省令
(総務一〇二)

○特定無線設備の技術基準適合証明等
に関する規則の一部を改正する省令
(同一〇一)

○領事官の徴収する手数料の額を定め
る省令の一部を改正する省令
(外務一四)

○国外における旅券手数料の額を定め
る省令及び領事官の徴収する手数料
の額を定める省令の一部を改正する
省令の一部を改正する省令(同一五)

○旅券法施行規則の一部を改正する省
令(同一六)

(告示)

○広帯域移動無線アクセスシステムの
無線局の無線設備の技術的条件を定
める件の一部を改正する件
(総務五二七)

○肥料を登録した件
(農林水産一六二九)

○肥料の登録の有効期間を更新した件
(同一六三〇)

(公告)

諸事項

○生産業者又は輸入業者の名称又は住
所の変更に係る届出があった件
(同一六三一)

○肥料の登録を失効した件
(同一六三二)

○特定特殊自動車の型式の届出があつ
た件
(経済産業・国土交通・環境二三
七(二七三))

官庁
押取物還付関係
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
平成二十事業年度財務諸表(独立行政
法人宇宙航空研究開発機構、独立
行政法人大学評価・学位授与機構、
独立行政法人日本原子力研究開発機
構、日本私立学校振興・共済事業
団)、住宅型式性能認定、弁理士登
録・特定侵害訴訟代理業務の付記関
係
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、
旅行者営業保証金の権利実行のた
めの配当表関係
会社その他
会社決算公告

省

令

○総務省令第百十二号
電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第三章の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する
省令を次のように定める。
平成二十一年十一月二十四日
総務大臣 原口 博

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。
第十四条第一項の表十五の項中「九一・四六マイクロ秒の自然数倍又は九一・四六マイクロ秒
の自然数倍に、〇七・マイクログラ秒を加えた値」を「九一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイク
ロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七マイクロ秒の自然数倍の値」に改める。
第十四条の二第一項中「行われる無線通信(陸上移動中継局の中継によるものを含む)」を「無線
通信(陸上移動中継局又は陸上移動局の中継によるものを含む)」を行うもの」に改める。
第四十九条の二十八第一項第一号イ(1)を次のように改める。
(1) 送信パースト長が五ミリ秒のもの(総務大臣が別に告示する条件に適合するものに限る。
以下同じ)。

基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動
局により中継されるものを含む)を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多
重方式を組み合わせた多重方式、陸上移動局(中継を行うものを除く)から基地局への送信
(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む)を行う場合にあつては直交
周波数分割多重方式を使用する時分割複信方式であること。
第四十九条の二十八第一項第一号イ(2)中「九一・四六マイクロ秒の自然数倍又は九一・四六マ
イクログラ秒の自然数倍に、〇七・マイクログラ秒を加えた値」を「九一・四四マイクロ秒、九六三・五
二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七マイクロ秒の自然数倍の値」に改め、同条
八中「又は陸上移動中継局の通話チャネルから他の基地局へ、陸上移動中継局又は陸上移動局(中
継を行うものに限る)の通話チャネルから他の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局(中継を行う
ものに限る)」に改め、同項第二号イ(1)を次のように改める。

(1) 送信パースト長が五ミリ秒のもの
基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動
局により中継されるものを含む)を行う場合にあつては二相位相変調、四相位相変調、一六
値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調、陸上移動局(中継を行うものを除く)から基地局
への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む)を行う場合にあつ
ては四相位相変調又は一六値直交振幅変調であること。
第四十九条の二十八第一項第二号イ(2)中「九一・四六マイクロ秒の自然数倍又は九一・四六マ
イクログラ秒の自然数倍に、〇七・マイクログラ秒を加えた値」を「九一・四四マイクロ秒、九六三・五
二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七マイクロ秒の自然数倍の値」に改め、同条
第三項中「陸上移動局」の下に「中継を行うものを除く」を加え、同項第二号ロ中「九一・四六
マイクロ秒の自然数倍又は九一・四六マイクロ秒の自然数倍に、〇七・マイクログラ秒を加えた値」
を「九一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七
マイクロ秒の自然数倍の値」に改め、同条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。
4 第一項の陸上移動局(中継を行うものに限る)の無線設備であつて送信パースト長が五ミリ秒の
ものは、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならぬ。

一 送信装置の空中線電力は、二デシベル以下であること。
二 送信装置の絶対利得は、二デシベル以下であること。
三 再生中継方式(受信した電波を復調し、変調し、及び増幅して送信する中継方式をいう。以下
同じ)による中継を行うものにあつては、搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力
は送信帯域の周波数帯で空中線端子において(一)三〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルと
する)以下であること。
四 他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。

経済産業省
国土交通省
○国土交通省告示第三三九号
環境省
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成十七年法律第五十一号)第十条第一項の規定に基づき平成二十年十月二十二日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があつたので、同条第四項の規定に基づき公示する。
平成二十一年十一月二十四日

経済産業大臣 直嶋 正行
国土交通大臣 前原 誠司
環境大臣 小沢 謙二
届出事業者の住所 愛知県名古屋市中熱田区三本松町1番1号

型式届出番号 NV-579
特定特殊自動車の車名及び型式 日本車両 D H J08E-T M
558-110M-5
日本車両製造株式会社

○国土交通省告示第三三九号
環境省
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成十七年法律第五十一号)第十条第一項の規定に基づき平成二十年十月二十七日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があつたので、同条第四項の規定に基づき公示する。
平成二十一年十一月二十四日

経済産業大臣 直嶋 正行
国土交通大臣 前原 誠司
環境大臣 小沢 謙二
届出事業者の住所 東京都世田谷区用賀四丁目10番1号

型式届出番号 NV-580
特定特殊自動車の車名及び型式 キヤタビラー D JDS-C 9
キヤタビラー・ジャパン株式会社

○国土交通省告示第三三九号
環境省
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成十七年法律第五十一号)第十条第一項の規定に基づき平成二十年十月二十八日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があつたので、同条第四項の規定に基づき公示する。
平成二十一年十一月二十四日

経済産業大臣 直嶋 正行
国土交通大臣 前原 誠司
環境大臣 小沢 謙二
届出事業者の住所 埼玉県川越市南台一丁目9番

型式届出番号 NV-581
特定特殊自動車の車名及び型式 ハスクーパー・ゼノ S R100
E D M-3 T N V88
ハスクーパー・ゼノ株式会社

○国土交通省告示第三三九号
環境省
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成十七年法律第五十一号)第十条第一項の規定に基づき平成二十年十一月十四日

経済産業大臣 直嶋 正行
国土交通大臣 前原 誠司
環境大臣 小沢 謙二
届出事業者の住所 佐賀県唐津市原1534番地

型式届出番号 NV-582
特定特殊自動車の車名及び型式 ワイビーエム C D1703-E D M A
1-30C-3
ワイビーエム株式会社

公 告

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第496条の規定により公告する。受還付人は、同条第2項所定の期間内に還付の請求をされたい。
記

横浜地方検察庁検察官

- 平成8年検第2814号殺人、殺人未遂被告事件(平成8年検第1385号) 1. ショルターパンツ1個、2. フロリス履4冊、3. たばこ1箱、4. 現金1,203,568円、5. ジャパンペーパー1巻、6. パッツ1個、7. ボタン3個、8. シカレットケース(たばこ在中)1個、9. アムパン1本、10. 青広上着1着、11. 小銭入れ1個、12. セーター3枚、13. 振込金(手数料)受取書1枚、14. パスポート1冊、15. 運転免許証1枚、16. 中華民国國民身分證1枚、17. 財布1個、18. ラジコンカー1台、19. お振込カード1枚、20. 質札1枚、21. 名刺15枚、22. アルバム1冊、23. メモ帳6冊、24. ノート3冊、25. 領収書10枚、26. 納品伝票1枚、27. 印鑑(クレー入り)1本、28. 救急バッグ1袋、29. 紙テープ1枚、30. 振込金受取書2枚、31. 封筒(明細証等在中)1枚、32. 請求書1枚、33. 許算表13枚、34. ワイヤイヤ1枚、35. エボシ3本、36. 長袖ボロシャツ1枚、37. ジャケット1枚、38. パンツ1枚、39. 半袖Tシャツ1枚、40. セカンドパンツ1個、41. ポケットル(クレー入り)1個、42. 渡航証明書1通、43. 旅行証1通、44. SPECIALENTREPRE R M I T (A) 1通、45. PassengerTicket & BaggageCheck 3冊、46. 定期入1個、47. 御守札1枚、48. 薬(袋入り)2包、49. 紙片1枚、50. チェルソーカー1枚、51. メモ帳2枚、52. 領収証1冊、53. 印鑑1個、54. 御守1個、55. フラジ1個、56. ボールペン1個、57. 割引券2枚、58. 引換書1枚、59. 鍵1個、60. 平成20年検第11608号窃盗、住居侵入被告事件(平成20年検第3474号) 1. ボーテ1個、2. イヤリソフ5組、3. ネットウェア10本、4. 小物入れ2個、5. 腕時計1個、6. 指輪4個、7. ペンダントペン2個、8. ネットウェア(ユニール入り)1本、9. プローチ6個、10. 携帯ストラップ様のもの1本、11. 外国通貨1個、12. ネットウェア3個、13. 白色ウェア1個、14. チョッキ付ビニール袋2枚、15. 巾着袋1枚、16. ネットウェア2本、17. 安全ピン3個、18. クリッパ1個、19. カメラ(肩掛け組付、電池在中)2台、20. フジタカメラ(組付、バッテリー及びカード在中)1台、21. デジタカメラ(ストラップ付)1台、22. カメラ(肩掛け組付、クレー入り)1台、平成20年検第11666号窃盗被告事件(平成21年検第1595号) 1. コードレスインパクトドライバー(クレー入り)1台、2. 工具ケース5個、3. ヤイナスドライバー1本、4. パスケットケース1個、5. アニーカー1足、6. フリル刃クレー(刃在中)1個、7. チョッキ付ペンクレー(ドリル)1台、8. チェット付ペンクレー(ドリル)1台、9. パクトドライバー3台、10. コードレスインパクトドライバー1台、11. 充電器2台、12. 充電器(バッテリー付)2台、13. パール1本、14. 金輪1本、15. ペンチ1本、16. レンチ1本、17. 軍手1双、18. 懐中電灯(組付、電池在中)2個、19. エアタツカ(クレー入り)1個、20. ボータラバビゲーター1台、21. リモコン(台座付、電池在中)1個、22. カーバッテリーアダプター1台、23. 5型防じんアルニコ1台、24. ライト(バッテリー付)1台、25. バッテリー3個、26. ナイスクラインダー1台、27. 丸のこ1台、28. インパクトドライバー(バッテリー付)2台、29. ボータラバビゲーター1台、平成21年検第11294号窃盗被告事件(平成21年検第2959号) 1. 洗濯セット(クレー入り)1箱、2. ドラムセット(カバ付)1式、3. シンバルセット(カバ付)1式、4. CD(クレー入り)27枚、5. 電動ドリル2台、6. 工具箱(工具在中)2箱、7. パール1個、8. インパクトドライバー(クレー入り)1個、9. 靴(シューズ等在中)1個、10. 現金306円、11. 煙草の空箱1個、12. プラエスチックケース1個

横浜地方検察庁相模原支部検察官

- 平成21年検第381号詐欺未遂被告事件(平成21年検第134号) 1. 携帯電話1個、2. カナチビゲーション1台、3. 箱2箱、4. 茶封筒1袋、平成21年検第999号詐欺、覚せい剤取締法違反被告事件(平成21年検第245号) 1. カード入れ2個、2. クレー3個、3. クレジットカード様のもの2枚、4. メモ用紙1枚、5. 保証書1通、6. ダイナールス1個、7. お取置メモ1枚、8. フライル1個、9. 書刺ケース1個、10. 表1枚、11.